



令和4年度ボランティア活動グループ団体助成事業公募要項

この事業は、阿賀町共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源とし、地域の多様化する福祉課題を解決するため、阿賀町内で活動する団体等が行う福祉活動に助成を行うため公募による助成団体を募集します。

1 助成対象となる団体

阿賀町内を活動場所とする住民団体や自治会等の地域団体、学校等で次の要件を満たす団体とします。

- (1) 営利を目的にせず、その事業から生じる利益を構成員に分配しないこと
- (2) 介護保険事業、政治活動、宗教活動を目的とした活動ではないこと
- (3) 阿賀町在住・在勤の団体構成員がおおむね3名以上在籍していること

2 対象となる事業の実施期間

助成決定から令和5年3月31日までに実施される事業

3 対象とする事業

地域住民が主体となり、地域福祉の向上のために行う次のような活動です。

- (1) 地域住民の参加・協力により定期的かつ継続的に行われる生活支援活動
- (2) 地域住民同士が相互に関係性を深め合える住民交流活動 など

(例)

- ① ゴミ出し、見守りなどの生活支援活動
- ② 地域住民同士が気軽に集まる場として囲碁・将棋や手芸、体操などをきっかけとした住民交流活動など

4 助成の対象となる経費

申請事業に使用する会場費、消耗器具費、通信運搬費、講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、保険料のほか、助成審査委員会で必要と認められた経費

※ただし、以下の経費は対象外とします

飲食経費、人件費、事業所の維持管理費や借上費、事業に直接必要とされない経費、団体の構成員のみを対象として実施する事業の経費

5 助成の金額

- (1) 助成額は1団体 60,000円を上限とし、応募の内容や件数により助成金の減額があります
- (2) 総事業費は助成額を超えること

6 応募の方法

共同募金助成申請書、申請団体等の概要、助成要望事業計画書に必要事項を記入し提出してください。

その他、事業の内容がわかる資料の提出を求める場合があります。

本要領および申請書は、本会窓口のほかホームページからもダウンロードできます。

(1) 応募期間 ～ 令和4年6月10日(金)まで

(2) 応募先 ～ 阿賀町共同募金委員会(やまぶきの里内)

7 助成の流れ

町助成審査委員会で審査のうえ、運営委員会で決定させていただきます。

ただし、募金実績により、応募のとおりにならない場合もございます。

(1) 締切 ～ 6月10日

(2) 審査 ～ 6月中旬

(3) 決定・交付 ～ 令和4年6月末頃

※日程は予定ですので、変更になる場合はご連絡します

※応募状況により、締切りを延長する場合があります

8 事業の報告について

助成金を交付された団体は、事業終了後1か月以内、または令和5年3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書を事務局まで提出ください

9 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還させていただきます

(1) 事業が未実施または事業計画どおりに実施できなかったとき

(2) 助成金を申請以外の事業に使用したとき

(3) 事実と相違した申請または報告がされたとき

(4) その他、本会が不相当と認めたとき

10 その他

助成金を交付された団体は、事業実施にあたり本会からの助成事業であることを明示するほか、広く周知してください。

活動の様子などは、本会が発行する社協だより「よつば」やホームページなどで紹介させていただきます。



【問い合わせ先】

阿賀町共同募金委員会

〒959-4402

阿賀町津川664番地

やまぶきの里内 ☎ 92-3088